平成26年9月 産業観光部 産業振興課

1 目的

中小企業の振興に関し、基本理念を定め、市、中小企業者、団体等、大企業者、大学等、市民の役割などを明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進することで、地域経済の発展、市民生活の向上に寄与することを目的とするものです。

2 定義

この条例において用いられる用語を定義するものです。

- (1) 「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当するものであって、市内に事務所又は事業所を有するものをいいます。
- (2) 「団体等」とは、商工会議所、商店街振興組合、その他中小企業に関する団体をいいます。
- (3) 「大企業者」とは、中小企業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有する者をいいます。
- (4) 「大学等」とは、市内で教育及び調査研究を行う大学その他の機関をいいます。

3 基本理念

中小企業の振興は、次の事項を基本理念として実施することとします。

- (1) 中小企業者自らの創意工夫と自主的な努力を尊重すること。
- (2) 経済的社会的な環境変化への円滑な適応が図られること。
- (3) 市、企業、団体等、大学等及び市民の相互の協力の下に行われること。

4 市の役割

市は、中小企業の振興に関する施策を総合的に実施するとともに関係機関と連携を図るよう努めるものとします。

5 中小企業者の役割

中小企業者は、自らの創意工夫と自主的な努力により、経営基盤の強化、経営の革新、人材育成に努めるものとし、団体等への加入、市や団体等が行う中小企業振興のための施策に協力するよう努めるものとします。

また、中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自

覚するとともに、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現 に貢献するよう努めるものとします。

6 団体等の役割

団体等は、中小企業の振興が、地域経済の発展において果たす役割の重要性から、中小企業者自らの創意工夫と自主的な努力により、経営基盤の強化、経営の革新、人材育成ができるよう、必要な環境の整備に努めるとともに、市が行う中小企業の振興に関する施策に協力するよう努め、また、団体等の組織力強化を図るよう努めるものとします。

7 大企業者の役割

大企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業者との連携及び協力に努めるものとします。

8 大学等の役割

大学等は、人材の育成及び研究成果の普及を通じ、地域社会に貢献する とともに、中小企業者との連携及び協力に努めるものとします。

9 市民の役割

市民は、中小企業の振興が地域経済の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとします。

10 施策の基本方針

市は、中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、中小企業の経営基盤の強化、経営の革新及び創業を促進することを基本として行うものとします。

11 施行予定日

公布の日から施行しようとするものです。